

令和7年度西東京市中小企業 事業資金融資あっせん制度のしおり

事

西東京市では、中小企業者の皆様に融資をあっせんし、金融機関に支払う利息の一部や保証協会に支払う信用保証料の全部を補助しています。

申込資格

- ◆ 同一事業（信用保証協会等の保証対象業種に属する事業）を1年以上継続して営んでいること。
- ◆ 法人については、市内に継続して1年以上法人の本店又は支店等を有すること。
個人については、市の住民基本台帳に記録されている者で市内に継続して1年以上住所と事業所を有すること。
- ◆ 中小企業者であること（下表に当てはまること。）。

業種	資本金	従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（注）	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
医療法人等	—	300人以下
農業を営む者	—	—

① 常時使用する従業員数または資本金の
いずれか一方が左表に該当している者

② 農業を営む者

（注）サービス業のうち、旅行業は、
資本金3億円以下、従業員300人以下

- ◆ 市税の納税義務者であって、納期到来分まで完納していること。
- ◆ 現在この制度による資金の融資を受けていないこと。
- ◆ 本市による借換資金を借入れている場合は、その資金の借入れから1年以上経過していること。

※注意※ 金融機関・信用保証協会等の審査により、融資できない場合もあります。

受付期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（年末年始・土・日・祝日を除く。）

提出・お問合せ先

西東京市役所（田無第二庁舎5階）生活文化スポーツ部産業振興課商工係

042-420-2819（ダイヤルイン）

※郵送でのお申込みはできません。

● 小口零細企業保証制度の利用について ～東京信用保証協会が当該融資を100%保証～

申込資格（「農業を営む者」を除く。）に該当する中小企業者のうち、以下の要件に該当する小規模企業者は、この融資に対する東京信用保証協会の100%保証を希望して申し込むことができます。
（通常は、東京信用保証協会が80%、取扱金融機関が20%程度の割合で保証責任を負担します。）

◆ この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。

◆ 製造業等は、常時使用する従業員20人以下

◆ 卸売業、サービス業（注）、小売業は、常時使用する従業員5人以下

◆ 医療法人等は、常時使用する従業員20人以下

（注）サービス業のうち、旅行業、宿泊業及び娯楽業は、常時使用する従業員20人以下

※ 家族従業員、臨時の使用人、会社役員は、従業員に含みません。

※ 上記の要件について、業種ごとの従業員数の定義は、中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者の定義に基づいています。政令の改正によって、特定の業種について小規模企業者の範囲の変更がなされる場合があります。

※ NPO法人については、小口零細企業保証制度の対象外です。

※ 令和7年4月改定

<融資内容>

資 金 区 分	運 転	設 備	運転設備併用
融 資 限 度 額	700 万円	1, 000 万円	1, 000 万円
償 還 期 間	5 年以内 (据置 6 月以内)	7 年以内 (据置 6 月以内)	7 年以内 (据置 6 月以内)
融 資 利 率	年 2. 125%	年 2. 125%	年 2. 125%
利 子 補 給 率	年 0. 995%	年 0. 995%	年 0. 995%
借受者負担率	年 1. 130%	年 1. 130%	年 1. 130%
償 還 方 法	元金均等月賦償還		
信 用 保 証 料	融資後、市が全額助成します ※繰上完済された場合、戻ってきた保証料を市に返還していただきます。		

(1) 設備資金について

当制度における「設備資金」とは、店舗、工場もしくは倉庫の増改築、機械器具等の購入、従業員の厚生施設の設置に要する資金をいいます。詳細は、金融機関にご確認ください。

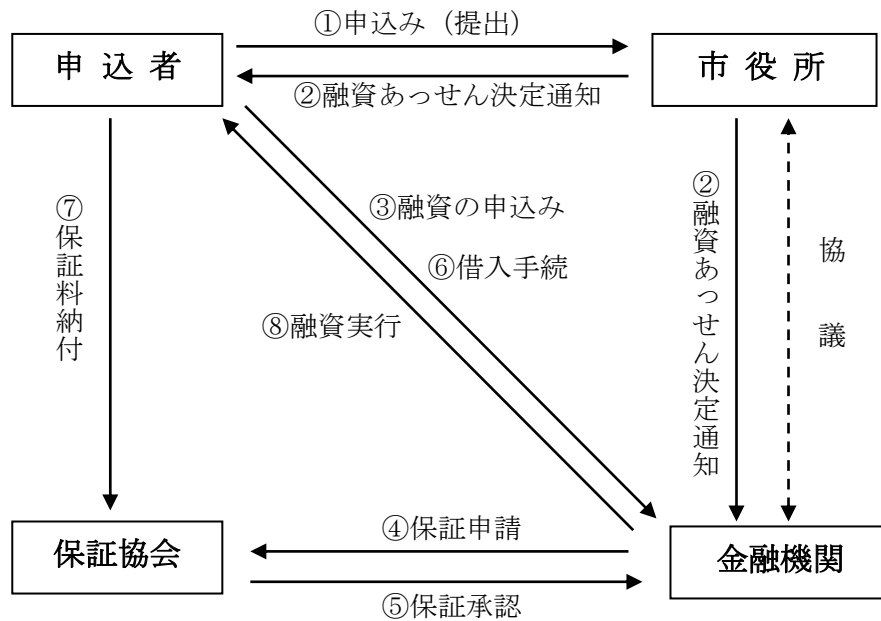
(2) 運転設備併用資金について

融資限度額 1, 000 万円のうち、運転資金の限度額は 700 万円です。

<注意事項>

- ◆ 融資実行後に市外へ転出、廃業等資格を失った場合は、その時点で制度の対象から外れます（利子補給を中止します。）。
- ◆ 同一の中小企業者に対して、重複してこの制度による融資のあっせんを行うことはできません（完済後に新たなお申込みができます。）。
- ◆ この制度による融資で既に連帯保証人となっている方は、完済前に新たなお申込みや連帯保証人になることはできません。

<申込みから貸付まで>



- ① 申込みに必要な書類をそろえて市の産業振興課へ提出します。
 - ② 市は、提出された書類を確認後、決裁を経て申込者へあっせん決定通知書を送付します。金融機関は産業振興課窓口まで直接取りに来ていただきます。※ 申込後、あっせんの決定までには、10 日程度の日数を要します。
 - ③～⑧ 金融機関は、内容を審査し、融資「可」であれば保証協会へ保証の審査を依頼し、保証協会が保証「可」であれば、金融機関から融資が実行されます。
- ※ 金融機関、保証協会のどちらかが「否」であれば、融資はされませんので、申込前に申込予定の金融機関へご相談ください。

取扱金融機関

みずほ銀行		多摩信用金庫	
田無支店	042-461-8271	田無支店	042-463-1121
ひばりが丘支店	042-421-1212	ひばりが丘支店	042-423-3111
大泉支店	03-3925-2411	境支店	0422-54-1331
三井住友銀行		花小金井支店	042-465-2233
田無支店	042-465-4711	東京三協信用金庫	
ひばりヶ丘支店	042-421-3111	東伏見支店	042-462-1555
りそな銀行		保谷支店	042-423-1911
田無支店	042-461-1411	西京信用金庫	
ひばりヶ丘支店	042-422-5111	保谷支店	042-421-4111
三菱UFJ銀行		青梅信用金庫	
田無支店	042-466-5531	新座支店	042-421-0511
大泉支店	03-3925-3011	東久留米支店	042-471-1811
きらぼし銀行		飯能信用金庫	
保谷支店	042-461-7951	西東京支店	042-425-8811
東伏見支店	042-463-9001	大東京信用組合	
東和銀行		保谷支店	03-3924-3311
東大泉支店	03-3922-5161	東京厚生信用組合	
東久留米中央支店	042-477-8111	小平支店	042-343-0321
西武信用金庫		東京みらい農協	
保谷支店	042-462-3661	西東京支店（個人のみ取扱い）	042-452-5560
田無支店	042-463-1111	東京都信用農業協同組合連合会	
東京信用金庫			
田無支店	042-465-0111		

※1 各支店の担当窓口については、直接お問い合わせください。

※2 令和7年4月1日時点の情報です。

<提出書類>

		個人	法人	提出前 チェック
申込書（様式第1号）（市の所定用紙）		◎	◎	
事業計画書（様式第8号）（市の所定用紙）		◎	◎	
情報提供に関する同意書（市の所定用紙） （小口零細企業保証制度・事業者選択型経営者保証 非提供制度の利用を希望する場合）		◎	◎	
最新の確定申告書・決算書の写し（各2部） ※各1部は金融機関分です。 ※電子申告の場合、受信通知（レターヘッドは「メール 詳細」）の控えも提出してください。		◎	◎	
住民票（1通） （黒塗り不可）		◎		
法人の登記事項証明書（1通） （履歴事項全部証明書）			◎	
納税証明書（当制度専用のもの）（1通） ※課税のある税目がない場合（個人）は、市・都民税の非課税証明書		◎	◎	
見積書（1通） （設備もしくは運転設備併用を利用の場合）		◎	◎	
要件確認書兼誓約書の写し （事業者選択型経営者保証非提供制度の利用を希望 する場合）			◎	
連帯保証人 （法人の代表 者など） ※事業者選択 型経営者保証 非提供制度の 利用を希望す る場合は不要	住民票（1通） （黒塗り不可）	原則不要	◎	
	区市町村民税納税証明書（1通） （西東京市民は当制度専用のもの） ※滞納がないもの ※非課税の場合は、非課税証明書	原則不要	◎	

※ 当制度専用の納税証明書は、「納税証明申請書」を記入の上、納税課（田無庁舎）、保谷庁舎総合窓口係（防災・保谷保健福祉総合センター1階）、柳橋・ひばりヶ丘駅前の各出張所のいずれかの窓口で申請して取得してください。分割納付をされている方は、申込時点の納期到来分まで完納していただかないと発行できません。

※ 小口零細企業保証制度や事業者選択型経営者保証非提供制度を利用希望の場合、市から東京信用保証協会に対して顧客情報等を提供することについて、同意いただく必要があるため、「情報提供に関する同意書」を提出してください。

※ 各証明書の発行日は、申込日から3箇月以内のものとしてください。

● 事業者選択型経営者保証非提供制度について

法人である中小企業者が、一定の要件を満たした場合に、信用保証料を上乗せすることで、借入時の経営者保証を提供しないことを選択できる制度です。利用希望の場合、経営者保証を不要とする要件を満たす必要があります。事前に取扱金融機関へご相談ください。